

(第一類 第六号)

衆議院第十六回国会大蔵委員会

昭和二十八年七月十四日(火曜日)  
午前十時三十九分開議

出席委員  
李慶雲  
千鈞  
三郎吉

理事淺香  
忠雄君 理事苦米地英俊君

理事事坊　秀男君　理事内藤　友明君  
理事佐藤觀次郎君　理事井上　良二君

理事島村一郎君  
字都写慈馬君  
大上同君

大平 正芳君  
黑金 泰美君

本名 武君 小川 豊明君

木原津與志君  
久保田鶴松君  
平岡忠次郎君

濱地文平君 福田赳夫君

大藏事務官  
(銀行局長) 河野通一君

國稅廳長官 平田敬一郎君  
食糧大臣官 前谷 重夫君

委員外の出席者

大藏事務官  
(主計官) 末廣義一君

大藏事務官(官財)  
局閉鎖機関課長 岩動  
道行君

(通商産業事務官  
（輕工業業局アル  
コール第二課長） 渡邊 五六君

專門員 椎木 文也君  
專門員 黑田 太吉

專門貢 黑田  
外力考

七月十三日

委員松永東君辞任につき、その補欠として濱地文平君が議長の指名で委員に選任された。

委員保利茂君辞任につき、その補欠として三和精一君が議長の指名で委員に選任された。

四月十四日

委員保利茂君辞任につき、その補欠として山村新治郎君が議長の指名で委員に選任された。

四月十一日

公認会計士法の一部を改正する法律案（吉米地英俊君外二十四名提出、衆法第二十九号）

四月十一日

石油関税の減免措置延期に関する請願（吉井喜實君紹介）（第三三三八号）

同（三木武夫君紹介）（第三五九二号）

同（山本幸一君紹介）（第三五九二号）

同（西田五郎君紹介）（第三五九四号）

同（大野伴睦君紹介）（第三五九五号）

同（佐藤善一郎君紹介）（第三五九六号）

同（鶴谷勝利君紹介）（第三五九七号）

四月十一日

果実エッセイに対する物品税撤廃の請願（船田中君紹介）（第三三三九号）

同（本名武君外三名紹介）（第三五八号）

葉たばこの風水害対策確立に関する請願（船田中君紹介）（第三三三九号）

三三四回(卓) 外地財産税額に關する請願(大石ヨ  
シエ君紹介)(第三三四一號)  
揮發油稅輕減に關する請願(三木武  
夫君紹介)(第三五八八號)  
同(大野半蔵君紹介)(第三五八九  
号)  
同(佐藤善一郎君紹介)(第三五九  
一號)  
同(関谷勝利君紹介)(第三五九  
二號)  
協同組合に対する法人稅免除に關す  
る請願(田口長治郎君紹介)(第三  
五九九號)  
の審査を本委員会に付託された。  
  
本日の會議に付した事件  
  
日本國とアメリカ合衆國との間の安  
全保障條約第三条に基く行政協定の  
実施に關する国有の財產の管理に關す  
る法律の一部を改正する法律案(岡  
良一君外二十六名提出、衆法第二〇  
号)  
公認会計士法の一部を改正する法律案  
(吉米地英俊君外二十四名提出、  
衆法第二九号)  
塙業組合法案(内閣提出第一二号)  
信用金庫法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一三号)  
食糧管理特別会計法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出第八三号)  
国民金融公庫法の一部を改正する法  
律案(内閣提出第八四号)  
開鎖機閑令の一部を改正する法律案  
(内閣提出第九四号)

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一一五号）

鐵道債券及び電信電話債券等に係る債権の保証に関する法律案（内閣提出第一一六号）

産業投資特別会計法案（内閣提出第一一〇号）

厚生保險特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一五号）

外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一〇号）

相互銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一二四号）

給付員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一五五号）

事由の生じた國家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律案（内閣提出第一五六号）

昭和二十三年六月三十日以前に給付する法律案（内閣提出第一五六号）

昭和二十七年度における給与の改訂法律案（内閣提出第一一七五号）

日本専売公社法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一九五号）

国有財産法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一一四五号）

千葉委員長　これより会議を開きま  
　　。証券取引法の一部を改正する法律  
案（内閣提出第四九号）（予）  
　　。証券投資信託法の一部を改正する法  
律案（内閣提出第七八号）（予）  
英俊君。

公認会計士法の一部を改正する法律  
案

公認会計士法の一部を改正する法律  
案

公認会計士法（昭和二十三年法律第百  
五十七号）の一部を次のように改正する。  
第六条第一項中「五年以内」を  
六年以内に改める。

附 則

の法律は公布の日から施行する。

苦米地委員　たゞいま議題となりま  
　　。た公認会計士法の一部を改正する法  
案の提出の理由を御説明申し上げま  
　　。の法律は公布の日から施行する。

公認会計士制度は、強制監査制度と  
　　。まつて、民衆的かつ合理的な経済の  
確立を確立する上に、多大の期待をか  
　　。られているものであります。この  
うな目的を達成するには、会計に關  
る豊富な知識と経験を有しかつ高い  
社会的信用を有する多数の公認会計士  
存在することが必須の前提条件とな  
て参るのであります。

昭和二十三年に公認会計士法が制定されましたとき、暫定的に特別試験制度を設けて、計理士その他の会計監査の専門家で公認会計士たるにふさわしい品位と能力を有する者に対しまして、公認会計士となる特別の道を開かれましたゆえんのものも、実はこの間の事情を勘案された結果と考えられるのであります。しこうしてこの特別試験制度は、当初その施行期間が三年間となつておつたのであります。が、その後第十四国会におきまして、第三次試験の受験資格者が、いまだ相当の数に達していないこと、及び特別試験を受験する資格のある優秀な学識経験者が多数存在することを理由として、さらに二箇年延長せられまして、今日に至つたわけであります。従つて特別試験は、いよいよ本年七月末をもつてその期間が満了することとなるのであります。

しかしながら一方受験者側の事情を考えいたしましたときには、なお相当数の有能な適格者が存在することが考えられますので、いましばらくこの制度を存続いたしまして、これらの適格者に引続き特別試験を受験する機会を与えることが望ましいと存じまして、今回特別試験の施行期間を更に一箇年再延長することいたしたのであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。が、何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたす

定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案外二十一法案を一括議題として質疑を行います。質疑は通告順によつてこれを許します。小川君。

○小川(豊)委員 それでは忙しいよりですから、アルコール第二課長に、「とにかく簡単ですからお聞きしたいと思います。あなたの方で、昨年の四月二十八日に工業用アルコール原料として日本糧穀という会社から四千八百十一トンを買受けておりますが、これは、あなたの方ではどれだけ申請してこれだけ買い受けられたか、これは申請量だけ来たわけでござりますか。同時に、これは日本糧穀から幾らあなたの方は買い受けられたか、これをお聞きしたいと思います。

○渡辺説明員 昨年アルコールの原料用として、黄米を日本糧穀と契約しまして買受けたのであります。当初の買受け申請量としては四千トンでござります。それで、日本糧穀との契約数量は四千八百八十一トンでございまして、買受け価格は、容器麻袋込であります。トントン当り三万五千六百円で日本糧穀と契約を結びました。

○小川(豊)委員 あなたの方では、これを日本糧穀というところへ頼んで払下げをしてもらつたのかどうか、それから農林省の持つている米を、政市機関であるあなたの方が、自分の直営工場で使うのにどうして個々の工場を通して買わなければならなかつたか、その理由をお尋ねしたいのであります。同時に、日本糧穀へ払い下げておる価格は二万八千六百三十四円で、そのほかに包装代が百八十円となつておるが、あなたの方では、トントン当り三万五

千六百円で買つてゐるのです。これ  
直接食糧厅が払い下ければ、二万八  
六百三十四円で引取れるものを、あ  
たの方ではどうしてこういやところで  
わざ／＼通して、しかも三万五千六  
円という金を出して買わなければな  
いのか、その理由をひとつお尋ね  
たい。

購買にあつては、換収をして代金納入するという手続になつておりまので、食管から直接購入することは可能である。こういう四点から、中間に業者を入れて、相当の契約で購入を特に指定したのは、從来どもろし、その他のアルコール原料を日本穀穀から買ひ入れまして、非常に成績良好であつたといふような関係から日本糧穀を指定して、日本糧穀との間に購売契約を結んだわけであります。次に、黄麥米の食管からの括下生産金が二万八千六百三十四円であるのに、アルコール特別会計と日本糧穀の契約単価がトン当たり三万五千六百円である、その差はどういうわけかとう御質問と思うのでござりますが、そのうちに容器の麻袋代としまして、トン当たり九百七十一円、それから輸送料その他の取扱料といふもので、中間経費としまして四千九百九十九円を見込みまして、合計三万五千六百円であります。それを三万五千六百円というふうに端数を切り捨てまして、購賣単価をきめたわけでござります。

れども、いろいろな経費もかかるで  
ようが、こういう会社を通して売ら  
ければならないという考え方自体に  
して、非常に遺憾な考え方を持つてお  
ります。これはあとでもまたお聞きし  
ければならないことが幾つか出て来  
と思いますが、あなたの方にお聞き  
ることはこれだけだけです。  
お帰りになつてけつこうです。  
そこで、今度は食糧庁の方にお尋  
ねしたいと思いますけれども、政府のせ  
い下げの事故米については、今までの要  
疑で、食糧庁の方の態度なり方針なり  
といふものがはつきりして来て、こち  
は私ども非常につけこらだと思つてお  
りますし、長官の答弁の中でも、払下げ  
は実需者に払い下げるのだ、しかもそれが  
が用途や目的をかつて変更した場合  
にはこれを取締る、今後もそういうもの  
に対しても売却を停止する措置をと  
るといふことがはつきり打出されてお  
るので、この点についても、自分の本  
質問の趣旨が大体そこですから、非常  
にけつこうだと思つてゐるのですが  
す。これは供出農民の立場にもなり、  
また配給米を受ける者の心持にもなつて、  
こういう方針は今後嚴重に守つ  
て、不明朗な疑惑を持たれないよう願  
いたいと思うのであります。そこで  
で輸入食糧より生ずる事故米ですが、  
輸入総量の二%程度だというふうな御  
答弁でしたが、昨年の払下げ数量が、  
黄麥米だけかもしれません、一万二  
千三百六十九トンあるわけでありまし  
て、これを見ると、輸入の総量に対し  
ては非常に少いのであるが、まだ手持  
ちをされておりますか。

○千葉委員長 次に、本日の日程に掲げました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協

○前谷政府委員 お答え申し上げま

ようによく約九千トンであります。事故米  
といたしましては、お手元に差上げました。  
したよに、五百六十三トンのものが  
ござりますが、このほかに、府県で実  
際上やりましたものが千四百トンござ  
いまして、約二千トンございます。全  
体のトータルといたしまして、私が申  
し上げました二%は、政府から買い入  
れまして小売まで行く間のロスとして  
二%見込んでおるわけであります。そ  
の中の一部としてそういうものがある  
ということをございまして、普通の輸  
送中のロスとか、保管中のロス、及び  
配給中のロスというものの全体を含め  
て二%，かように御了承願います。

を配給のルートに乗せておるわけであります。これを配給いたします場合に、県別の計画に従つて配給して参りますが、黄変米につきましては、御承知のようにわれべくともましても、昨年度のものも同様でございましたが、黄変米の定義とあるのはその黄変米の歴の内容等から、配給にまわし得るかどうかという点について検討いたしておつたわけでござります。われべくいたしましては、主食用として購入したものでござりますから、できればこれを主食用にまわしないたいという気持を持つておつたわけでもあります。その後いろいろ細菌についても検討いたしました結果、一般工業用の原料にまわすべきであるということになりましたので、研究の過程等につなぎまして、非常に長くなつたわけであります。

ことで、時期別に碎米につきましては、  
売却いたしております。  
○小川(臺)委員 私はそのみそ用、萬  
子用、しょゆ用、その他に配給なさ  
つたということはわかる。ただ、二年  
も倉庫の中にはうり込んでおいて、そ  
れをどこへまわすことが適當であるか  
ということを研究して行かなければ  
ならないという態度が、非常にいけない  
のじやないかということを言うので  
す。  
そこで次に、食糧庁が提示された資  
料によりますと、不適食糧としての黃  
麥米は九千三百六十六八トンなんですが、  
そのうちの六割以上にも相当する  
ところの五千六百二十九トンは、日本  
糧穀株式会社というところへ一括売却  
している。そうしてあなたの方の別の  
資料にあるように、競争入札とかなん  
とか一つもやつてしないで、随意契約  
で一括売却しておる。この会社は、私  
も調べてみました。あなたの方では、  
繰返し実需者に払い下げると言つてい  
るが、これはひとつも実需者であります  
せん。一商社であるにすぎないのに、  
長官は私の質問に対し、不適食糧の  
売渡しは、直接実需者に対して行うと  
答えておる。同時に食糧管理法及び付  
屬法規法規にも、実需者に対して、一  
般競争入札によつて行う旨の規定があ  
るわけです。しかるに悪い言葉だが、  
単にトンネル会社にすぎない日本糧穀  
に対して、この過半数の大量なものを  
随意契約によつて払い下げるというの  
は、これははどういうわけでここへ払い  
下げなければならないのか、この点を  
ひとつお尋ねいたします。

年、二年ということで置いているわけではありません。私が申し上げましたのは、黄変米についての御説明でございますから、さよう御了承願いたいと思います。

なお黄変米についての売却でござりますが、御承知のように、黄変米につきましては、いろいろその混入率によつてグレードがあるわけでございまして、大体その内容によつてA、Bとわけたわけでござります。先ほどの工業用アルコールについては、Bクラスでございまして、これは非常にグレードの悪いものでござりますから、先ほど通産省からの御説明がございましたように、通産省の官営工場の代理人として、日本醸造会社を経由して売却いたしましたわけでございまして、行く先はあくまで実需者と考えております。

なお蒸溜酒につきましては、指名競争入札を第一回として実施いたしたわけでございますが、それが一定数量は人札になりましたけれども、あとが落ちなかつたという点、それから各地方に散在いたしております、各地方ごとに売却するということが非常に困難であるというふうな事情から、各地方のものを一括いたしまして、随意契約によつて酒造会社に売却いたしましたわけでございまし、やはり実需者の代理人として契約をいたしたわけでございます。

○小川(農)委員 私は、実需者といふのは、酒屋なら酒屋、酒をつくつていふものが実需者であり、みそをつくつているものが実需者であつて、それを取次するものは実需者であると考えていないが、今のあなたの答弁のように、そういうものも実需者であるとい

うと、日本中のものはほとんどみな事業者だということになりやしませんか。そういう実需者の解釈でいいですか。

○前谷府政委員 実需者と申しましたのは、あくまで、御承知のようににその原料を消費いたしまする工場を考えているわけです。ただ個々の工場の代理人として、主務官庁の指定したものをお売却の契約先として契約をいたしたものでございまして、あくまでも、それは代理人といふ考え方を持つてやつたわけでござります。

○小川(量)委員 そうすると、法規に一般競争入札によつて実需者に払い下げるなどをうたつてあるけれども、あなたの方は、代理人といふものをすでに認めて、実需者には払い下げていない。ただそれは、実需者の方で、この人に渡せということを言つてあるか知らぬが、実需者でも何でもないところへ渡している。しかもこの問題は、あなたの方で払い下げているものは、ほかでは指名競争入札でやつているのです。ところがあなたの先輩であつたところの社長がやつておられるこの日本糧穀だけは、随意契約をしている、この点が私は不可解だ、こういうことだ。どうしてここへだけ随意契約をやらなければならなかつたか、この点を伺つたい。

○前谷政府委員 われへへといたしますのは、個々の工場、あるいはアルコール工場を主管いたしておりまする官庁の指定したものでございまして、それが工場の委任を受けた、そしてそれを工場に配給するということで、配給先はあくまでも、実需者ということになつてゐるわけござります。

○小川(譽)委員 それからさつき通産省の方の答弁があつたのですが、あなたの方では、通産省の官営工場に対して四千百八十一トンを四月二十八日に払い下げているのですが、今度逆に食糧庁長官にお尋ねしたいのは、同じ政府機関に払い下げるのに、通産省の官営工場がトン七千円高く貰っているのです。あなたの方は、日本糧穀という会社へは結局一トン七千円も値引きしましたと同じことになるのです。そして四千トンも払い下げて、この会社に非常にあっけさしているのですけれども、どうしてこれを通さなければならぬのか、その真意が私にはわからない。今度は逆にあなたの方にお尋ねしたい。

○前谷政府委員 先ほども通産省から御説明のようすに、各工場に対しまして、通産省の指定したものに対しても売却をいたしたわけでございまして、御承知のように、食糧庁といたしましては、この所在地は各方面にわかれていますが、わざくとしましては、あくまでこの品物の品質その他によりまして値段をきめて參つたわけであります。

○小川(譽)委員 倉庫がどこにありますと、品質によつて価格をどうきめられようと、それはお互いに政府機関の通産省の工場が使うのでありて、四本穀穀を通したら、そのために品質がよくなるわけでもない、日本糧穀を通したら、工場の位置がかわるはずでもないのに、なぜそういうことをやらなければならないかということを聞いておる

のであります。この点をもう一ぺん伺いたい。

○前谷府政委員 先ほどお申し上げましたように、この場合におまかせしては、通産省の指定したものと製約を結んだわけでございましたが、その指定された理由は、先ほど通産省からのお話の通りでござります。われくとしてしましては、これを通産省は工場渡しだけでお買いになりまするし、われくが通産省の工場まで持つて行くということではございませんで、やはり倉庫のあり姿のままで渡す、その間にどうして輸送その他の取扱いは必要でござりますが、これを食糧特別会計でやるというわけには参らないわけであります。

○小川(豊)委員 どうもくどいようですが、二十七年度における黄変米は三回にわかれてやつておるので、そのたつた一回だけが指名競争入札で、あと二回は二回とも日本糧穀と随意契約でやつておる。そして、こういうふうなトン七千円ずつの隔たりをつけてやつておる。一つも一般競争入札はしていない。こういうふうに、売却価格においても、あるいは数量においても、またその払下げの契約においても、私は言わせれば、食糧局は日本糧穀といふ実需者でない、まったくのトンネル会社に特別の恩恵的な待遇を与えておる。私には明らかにそう考えられるが、どうしてこういうことをしなければならないのか、この点はいくら問答しておつても、おそらくあなたの方がこれはよくなかつたとは言わないでしようから、尽きはしないでしょ。

が三千七百三十九トンを払い下げてあります。これは国税庁長官の指定書を有するものに対し払い下げたことになつておるのでけれども、一、これは国税庁の長官にお伺いした方がいいと思うが、この払下先の三社の指定は、どういう三社を指定したわけですか。あなたがこの三社を指定するに置いては、どこに根拠を置いて指定したのか。それからこれは法規からいつて一般希望者を募られたと思うが、この希望はどうのぐらいあつて、その中からこの三社をどういうふうにして指定されたか、その根拠を伺いたい。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。この入札につきましては、入札予定数量はもつと多かつたわけですが、五千三百三十九トンしか落札にはなかつた。かような事情でござりますが、五月三十日におきましては、三千七百三十九トンしか落札になつた。どうも落札になつた。かよろな事情でござります。

○小川(豊)委員 そうじやないのです。この三千七百三十九トンを五月二十日に入札する前に、あなたの方はもう一回入札の措置をとつて、それがまたの方の予定価格にくつつかないで、落札にならないで、五月三十日になつた。従つてこれは再入札ではないか、そうでないかということを私は聞いている。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。会計法上再入札という形にはなりません。事実問題といたしますと、普通の指名入札として行つたわけではございません。

○小川(豊)委員 どうもわからぬ。私は簡単でいいのです。五月三十日前にもう一回入札をやつて、それが生なたの方の価格にくつつかないからとやりやめて、次に三十日にやつたかやらがないか、それを聞かしていただければいいのです。

○前谷政府委員 普通の指名入札として、お説のように前にもやつたわけであります。そこへ至らぬために、三回目にこの数量が落札になつたのであります。

○小川(豊)委員 数量はいいですが、このときにあるたの方の予定価格にくつがなかつといたり価格の問題をお聞きしたい。同時にこういふことが聞かれていたのです。三千七百三十九

九トンは、この価格にするために、予定を受けた業者が一回入札したので、だめだから、ここでだめにして、一は予定価格にくつつかないようにして、この価格にまで落したんだといふことを私は業者から聞いてるが、ういうことはいいが、再入札をやつかやらないか。その予定価格が幾らかあつたかということです。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。第一回、第二回とも普通の指名争入れをやりましたが、その際の予価格は三万三千五百円という価格で、その価格に二回とも落札がありませるので、第三回目にかようなことで落になつた。

○小川(豊)委員 そうすると、あなたでは三万三千五百円の予定価格があつたけれども、それに入札価格がつつかなかつたので、そのときは落札しないで、五月三十日にやつて、局三万一千円あるいは三万三千円程度に引下げて落札した、こうしたことですね。

○前谷政府委員 ちょうどござい

売することは認めない、こういうこととを言つてゐる。ところがここで流れてゐる。こうしたことに対する監督の措置をどういうふうにとつたかということ、さらには東洋醸造から別に、この間もお聞きした通り、和歌山県に行つて、これが主食の販売業者に流れているのです。黄変米を、あなたは人間が食つてはいけないということをきめて売つたものが、和歌山県へ行つて、主食の販売業者に流れで、主食として販売されている。しかも政府の配給不適食糧処理要領というのを見ますと、黄変米の場合は、売買契約の際に特に用途を記入せしめることになつていて。そこで、もし買受人が他の用途に売却する場合は、農林大臣の用途変更の承認を要することになつてゐる。あなたの方では農林大臣の承認を得て和歌山県への主食として配給されたりますが、これは同じ用途内の譲渡たのか、あるいは協和醸酵にまわすのも承認を得たのか、この点をお伺います。

渡している。この点からしておかしい。東洋醸造に行くべきものならば、その付近にあるものを渡してやるのが親切であるにもかかわらず、それを和歌山に渡して、調べてみたら、これが主食として配給になつて検挙されているというような問題を起している。こういうものに対して、用途変更の承認をとることは、私はおそらくできないだろうと思う。できないならば、どうしてあつちへ行つたか。どううしてあなたの方では監督をしておられるのか。

先の行先は、私の方は見きわめるところができないということでは、こういふふうに安く払い下したものを持たよとへ流してあらけられる。これは一つの実需者に行つてはいない。実需者であります。ほんにどんく流れている。この問題は、問題なんですよ。人間が食つていけないといふ米を主食に給さしており、そして、それは私の仕事では末端のことはわからないといふ。このさつき申し上げた規定は、壳渡し後においても、その使用に至るまでへんに監督をする義務を規定しておるのです。こういうふうに私は解釈してゐる。ところがあなたの方では、そういうことはかまわないのだ、わからぬのだということで、実需者々々とほんく払い下げて、それがよそへかってに流れても、私の方では関係ないのだということになつたらおかしいじやないか。そういうことをやつてもいいのですか。

○小川(豊)委員 あなたの方は警察官ではありませんのだから、その取締りだけをることは思つていませんけれども、少ともこういう老大な金額になるもの隨意契約で払い下げてしまつて、そからはどこに流れようとも、それはの方ではわからぬのだということは、われく國民は納得が行かない。こうしたことなんです。この問題は明らかに食糧管理法違反ぢやないですか。食糧管理法違反ならば、これはあなたの方で取締るのではなくて、警が取締り、あるいは裁判所が決定すでしょうけれども、こういふことはくさん行われておる。私は一つの例あげたのですよ。まことに私が、方の県では、たくさんのみ流しがわれておると新聞半ページに書き立てる。ことに私の方では、今度供後自由販売にしたために、一それは業者が、一店平均二俵しか政府に壳しをしないといふのです。横流しをしておる。これは調べなくつたつてはきりわかでしよう。何百店とあるに、平均して二俵しか政府に壳り渡らないといふ事実を見たら、あとはどうに流れおるかといふことがわかるもかかわらず、こういふことが放棄れておるがゆえに流れおつて、たへんにみんなが迷惑し切つておる。それからもう一つの問題は、黄変米は食糧に適しない、従つてこれは工具のアルコール原料に払い下げるわです。ところが、これが配給業者にて、食糧として売り渡されたといふ。

ままでやくをこで、私であります。また、この渡しつのさことにさい、け業米渡う。

○前谷政府委員 食品衛生法の問題は、御承知のように今厚生省で府県においてやつております。もしその点がそういうことに該当することになりますれば、それの方の取締りに該当するかと思ひます。

○小川(豊)委員 最後にもう一点お聞きしておきたいのは、要するに、オーダーがなければ輸送證明といふものは出ないわけですね。もちろんオーダーは、あなたの方の食糧事務所が管理しておる工場から、東洋醸造なら東洋醸造に出て行くわけです。それから先和歌山県に運んだり、あつちに運んだりということですが、百トンや二百トンもの米を輸送證明もオーダーも何もなくて運ぶというようなことが現実にできますか、どうもおかしいのですよ。実はきのうも、私あなたの食糧事務所の連中に聞いたのですが、あの輸送證明というのはくせものだ、十五日間の期間があるから、一回運んでまたすぐ運び出せるのだから、そこが抜け道になつておるといふようなことをあなた部下の人が言うんですよ。これは一体どういうことなんですか。一般の人が、一斗か二斗背負い出してもとつつかまるのですよ。それを百トンも二百トンもの米をオーダーもなく、輸送證明もなくして、どん／＼あつちに行つたり、うちに行つたり、日本全国をかけめぐるということは、まことに奇怪千万、不可解な話ですが、これにつ



くてもかまわないのでどうのかどうか。

それからあなたの方で披つておる  
米、麦、大豆、砂糖、こういふものを  
拾つてみても、麦は農家の身になつて  
ごらんなさい。製粉された粉よりもぶ  
すまの方が高かつた。からが高かつ  
た。粉よりも高い。農家が供出をし  
て、今度そのからを買つて牛馬の飼料  
にする。このぶすまは粉よりも高かつ  
た、これはあなたの方の政策でこうな  
つて來るのであります。まことに問題が出て  
来る。ことに砂糖の問題で申し上げま  
すと、あなたの方では、この間の答弁  
ではこれは大蔵省の方で日本の有効需  
要は大体八十万トンだから、今年は八  
十万トン以上は輸入しない方針だ、こ  
うおつしやつておりますが、今年の計  
画では、すでに二十八年度の砂糖年度  
では、百万トンの輸入計画ができてし  
まつておる。こういうふうにうんと砂  
糖を入れて、砂糖のたくさん入ること  
は悪いとは言いませんが、そのためには  
日本の砂糖がどんどん下つて、百姓は  
塗炭の苦しみをしておる。それで八十  
万トン以上は入れないでと言つてい  
て、百万トン入れる計画がすでにでき  
ておる。しかも昨年の十月に、あなた  
の方では中小企業の救済、あるいは糖  
価の安定措置として、政府手持ちの砂  
糖の原料、あるいは精製糖、これは日  
本再精糖工業協同組合といふよろなと  
ころ、その他へ払い下げておるのですが、  
あなたの方の当時の手持ちはどの  
くらいありましたか。

知のように自由流通でありまして、これにつきましては、政府の払下げの方針法は、競争入札で払い下げております。なお砂糖の点につきましては、昨年度の輸入は八十万トンでございましたが、ことしの百何万トンというお話を計画は、持つておりません。それから払下げ当時の手持ちは、大体二万トン程度かといたします。

○小川(豊)委員 この払下げを受けた者は、一トン当たり大体八千三百円から九千六百円の利益を得させてもらつていい

かのそういうことはありません。それから長沢課長の点につきましては、ああいう自殺の問題が起つたというふうなことは、非常に遺憾でございますが、本人が死亡いたしましたし、また実子の内容等についても、まだ明確でございません。

○小川(豊)委員 そういうことをお聞きなさるのはやめましょう。そこで結論としてこういうことが言えるのです。米の配給は、日本糧穀株式会社を中心とした、実需者でない、私どもの通称

いような、こうじことは、私はせひやめておわなければならない。こういう建前で今までお聞きしたのであります。実はもつと／＼実例をあげてお聞きしたい点が幾多あるのですが、総括的に、あなたは実需者に今後必ず払下げる。そして実需者でないものに對しては嚴重な取締りをすると同時に、その業務の停止を命ずるというふうなことを、この前答弁なさいているが、その点をあなたが今後守つてくださるか

ことをやつておいて、やつておいて、を得ないが、ことをやつておいて、か言いながら、とになつて、けるのでは、と言うなら、けです。たしてやるよ、しないとい、もらいたい

ておられた。正しかったことを  
されたということにならざるが、  
、そうすると、私は正しいと  
おられた者に対して、何  
りをつけたというようない  
来る。私は言いがかりをつけ  
なくて、もつと材料を出せ  
、それは私の方にあるわ  
だそんな材料をこたへ出  
りも、今後こうじやることを  
うことを私ははつきりして  
ために、実は言つておるの

か。そういうことはありません。それから長沢課長の点につきましては、ああいう自殺の問題が起つたということは、非常に遺憾でございますが、本人が死亡いたしましたし、また実事その内容等についても、まだ明確でございません。

○小川(豊)委員 そういうことをお聞ききするのはやめますよ。そこで結論としてこういうことが言えるのです。米の配給は、日本種穀株式会社を中心とした、需者でない、私どもの通称トシネル会社をつくっているのが二つばかりあつて、しかもこれは、ほんとどあなたの方の先輩の方が、ここのお社長なり何なりをしている。それから大豆もそうです。やはりあなたの方の先輩の方が、社長なり会長なり、理事長をしておられるが、そりやうところへ抜下げている。しかもこれについては、ある団体へ、あなたの方へこれにかけた大豆を抜下げるから、これを味噌工業協会の方へまわしてくれと、ひもつきで抜下げている。こういうことをつづっている。しかも議会に關係していいるあなたは否認しても、私は事實を知つてゐる。さらに、砂糖の問題はやめますけれども、これも私は名前をみな知つてゐる。しかも議会に關係していいる人です。なぜそういうふなことをなされなければならぬのか。私はこういうことはぜひやめてもらいたい、こう思ふのです。せつかく百姓が丹精してつくった米を安く供出している。しかも配給を受ける方では高いと言つていい。こういう状態の中で、何万トンも米が家畜のえさに与えなければならぬり、あるいは大豆がひもつきでもつて流されたり、粉よりも高いふすまを百

いような、こうしたことは、私はせんぜんやめてもらわなければならない。こういう建前で今までお聞きしたのでありますまして、実はもつと／＼実例をあげてお聞きしたい点が幾多あるのですが、それが横流しされた場合には、これに総括的に、あなたは実需者に今後必ず払下げる。そして実需者でないものに對しては厳重な取締りをすると同時に、その業務の停止を命ずるということを、この前答弁なさいしているが、その点をあなたが今後守つてくださいるかどうかということを伺いたい。過ぎてしまったことをつづき出すことよりも、今後こういうことを継続してやらねばならないということを建前としたいたので、あなたが御答弁なさいたから間違いないと思うが、これをここで再確認しておきたいと思う。

ことをやつておられた、正しいことをやつておられたということにならざるを得ないが、そうすると、私は正しいことをやつておられた者に対しても、何か言いがかりをつけたというようなことになつて来る。私は言いがかりをつけるのではなくて、もつと材料を出せます。ただそんな材料をこな／＼出してやるよりも、今後こうじうことをしてないということを私ははつきりしてもらいたいために、実は言つておるのです。そのために一例としてあげているのです。この問題について、これ以上あなたに食つてかかるようないことは悪いので、もし大臣が出席されるというなら、これは大臣に伺つた方がいいと思ひますので、質問を保留しておきます。

○内蔵委員長代理 速記を始めてください。

明日は午前十時二十分より開会いたします。本日はこれをもつて散会いたします。

午前十一時五十五分散会

大蔵委員会議録第七号中正誤	
貢段行	誤 正
五三七	明治二十九年
大蔵委員会議録第十一号中正誤	
貢段行	誤 正
三五未七	申請書 申告書
大蔵委員会議録第一六号中正誤	
貢段行	誤 正
三四四	又は事業所得 得
四二八	年分の 年分及びその翌年分の
四四末七	生じた日を 含む事業年度
五二〇	届出をなし たとき